東洋言語学院 学生寮

寮 則

東 洋 言 語 学 院 ジケイ・スペース株式会社

# 【寮のタイプ】

タイプ	寮 名	
シェアルームタイプ	オレンジハイム 2DK、サン・カインド、ルーミー左近 川	
ワンルームタイプ	第2寮、第3寮、第5寮、誠和寮、ベイ・カインド、 オレンジハイム 1K、ボナールレジデンス	

# 【 目 次 】

● 目的	P. 2	
● 寮生活について		
1. 日常生活	P. 2	
2. 来客・宿泊	P. 3	
3. 防災・防火	P. 3	
4. 建物・設備	P. 4	
● 事務手続きについて		
1. 各費用	P. 5	
2. 契約更新または退寮	P. 5	
3. 中途解約	P. 6	
4. 契約の解除	P. 6	
5. その他	P. 6	
6. 寮に関する連絡先	P. 6	

# \*\*\* 目 的 \*\*\*

- 1. 日本の生活習慣やマナーを守り、安全・安心・快適に生活すること。
- 2. 寮生同士が交流することにより、豊かな人間関係を築くこと。
- 3. 日本や諸外国の文化を理解し、国際的な視野を広げること。

### \*\*\* 寮生活について \*\*\*

# 1. 日常生活

- 1) 皆さんの母国と日本の生活習慣には違いもあります。寮生活全般においては、寮長及び寮 関係者のアドバイスや指導・指示に従うこと。
- 2) 寮生同士の交流を深めること。
  - ①他の寮生や近隣の住人には、自分から積極的に挨拶をしましょう。
    - ※「おはようございます」「こんにちは」「こんばんは」
  - ②わからないことや困ったときは寮生同士で協力しましょう。
- 3) 次の迷惑行為は禁止します。【入寮契約書第9条1】
  - ①室内で大きな声や音を出すこと。
  - ②建物内の廊下や階段などで立ち話や飲食をすること。
  - ③宴会(数人が集まって酒を飲み大騒ぎをすること)をすること。
  - ④ペットを飼育すること。
  - ⑤宗教・勧誘活動をすること。
- 4) 防犯のため、外出時も在室時も鍵は施錠すること。
  - ※寮では盗難や紛失などの責任は負いません。
- 5) ゴミは、ルールに従って捨てること。【詳細は別資料】
  - ①ゴミはこまめに捨て、絶対に室内にためてはいけません。
  - ②ゴミは「燃やすゴミ」「燃やさないゴミ」「資源ゴミ」「粗大ゴミ」に分別すること。 ※粗大ゴミは、予約制で有料です。
  - ③ゴミを捨てる場所と日時を守ること。
- 6) 喫煙する方は、ルールとマナーを守ること。【詳細は別資料】
  - ①決められた場所で喫煙すること。 ※タバコの臭いが室内に付くと、多額の損害賠償の対象になります。
  - ②喫煙後は火災防止のため、必ず消火を確認すること。
- 7) 自転車は、ルールとマナーを守って使用すること。
  - ①寮生1人につき自転車1台の持ち込みを認めます。
  - ②自転車は購入時に防犯登録をして、寮指定のステッカーを自転車に貼ること。
  - ③駐輪場には整理整頓し、施錠して駐輪すること。 ※寮では盗難や事故の責任は負いません。
  - ④万が一、事故を起した場合は学校に連絡すること。

# <u>2. 来客・宿泊</u>

- 1) 知らない訪問者には注意すること。わからないことに同意したり書類にサインしないよう にしましょう。
  - ※新聞の購読…不要ならはっきりと断ること。
  - ※NHKの受信料…公共放送NHKの番組を受信できるテレビ・スマートフォン・パソコ ンを所有している場合は、受信料を支払う義務があります。
- 2) 友人や家族の来客・宿泊は次のとおりです。宿泊は原則として7泊以内とし、事前に学校 事務局に「親族滞在申請書」を提出すること。

※家族とは、父・母・兄弟・姉妹・配偶者です。 ○許可する ×許可しない

	寮タイプ	シェアルーム	ワンルーム
来客	同性異性の家族	0	0
	同性の友人	0	0
	異性の友人	×	×
宿泊	同性の家族	×	0
	異性の家族	×	0
	同性異性の友人	×	×

# 3. 防災・防火

- 1) 火事の原因となるものの取り扱いは十分に注意すること。
  - 例) 調理器、アイロン、ドライヤー、充電器、コンセント、タコ足配線など ※ガス器具・電気ストーブ・石油ストーブは持ち込み禁止です。
- 2) 火事や地震に備え、次のことを覚えること。 消火器の設置場所と使用方法、避難経路、避難場所、連絡方法など
- 3) 学生寮で行う防災・消防訓練は出席義務があります。必ず出席すること。

## <u>4. 建物・設備</u>

- 1)室内は常に整理・整頓・清掃・換気して清潔に生活すること。
- 2)シェアルームタイプの室内共用部や設備は、寮生同士が協力して平等に使用すること。また、清掃も協力して少なくとも1週間に1回は行うこと。
- 3) マットレスの上には、汚れ防止のため必ず敷布団を敷いて寝ること。
- 4) 建物や設備の故障を発見したときは、寮関係者に連絡すること。
- 5) 次の行為は禁止します。また、建物や設備に故意または過失により損害を与えたときは損害を賠償してもらいます。【入寮契約書第7条1,2】
  - ①室内の内装や設備を改造したり変更すること。
  - ②壁・床・天井・建具等に穴をあけたり、塗装したり、シールを貼ること。
  - ③タバコやその他のもので、室内に汚れや悪臭をつけること。
  - ④ 土足で室内に入ること。
- 6) 寮室の鍵は大事に管理し、万が一紛失したときは寮関係者に連絡すること。 ※紛失したときの鍵の作成費用は寮生の負担となります。
- 7) 衛生・防火・施設の保全のために寮関係者が入室するときは指示に従うこと。 ※事前連絡無しに室内に入る場合もあります。写真をとる場合もあります。
- 8) インターネットは建物単位で契約しています。1人が大容量を使用するとその寮全員のスピードが低下します。大容量の動画やゲームのダウンロードは禁止します。 ※スピードが低下した原因の寮室を制限または停止する場合があります。

#### \*\*\* 事務手続きについて \*\*\*

#### 1. 各費用

1)入寮費【入寮契約書第2条】

入寮時の費用で返金はありません。

2) 保証金【入寮契約書第3条】

入寮時に預ける費用で、原状回復費や水道光熱費などの債務を差し引いて退寮後に返金 します。退寮時に債務が無く、寮室を十分に清掃できた場合は全額返金します。

※返金は退寮期日から2ヵ月以内にジケイ・スペース㈱名義で振り込みます。

※卒業・修了での退寮を除き、契約期間を満了しない退寮時の返金はありません。原状 回復費や水道光熱費の不足額がある場合は、別途支払うこと。

3)清掃費【入寮契約書第4条】

退寮後の寮室の清掃費を入寮時に前払いしてもらいます。

4) 寮費・水道光熱費【入寮契約書第5,6条】

「寮費等請求書」を発行します。3ヵ月分の寮費と水道光熱費を前払いしてもらいます。 ※水道光熱費は仮払いです。下表との差額を調整して請求します。

寮名	電気	水道	ガス
ベイ・カインド	使用実績額	4,000円	
上記以外の寮	使用実績額	使用実績額	使用実績額

# 2. 契約更新または退寮

1) 契約の更新【入寮契約書第1条】

契約期間満了後も在寮を希望する場合は次の手続きをしてください。

- ①退寮申請の締切日までに事務局に契約更新を申し出て、承諾をもらうこと。
- ②更新する契約期間は6ヵ月間となり、寮費の0.5ヵ月分の更新料を支払うこと。
- 2) 退寮の申請【入寮契約書第10条】

契約期間を満了し、退寮を希望する場合は次の手続きをしてください。

- ①退寮申請の締切日までに事務局に「退寮申請書」を提出すること。
- ※締切以降に退寮を希望した場合は、次回の退寮期日までの寮費の支払いが必要です。
- ②退寮期日までに寮室を原状回復して明け渡すこと。

※退寮期日は、卒業式や授業最終日によって変更する場合があります。

退寮申請締切日	退寮期日	退寮申請締切日		退寮期日
5月15日 →	6月20日	11月15日	$\rightarrow$	12月20日
8月15日 →	9月20日	2月15日	$\rightarrow$	3月20日

3) 寮室の明け渡し【入寮契約書第10条】

退寮するときは次のとおり寮室を明け渡してください。

- ①室内の私物を全て搬出し、ゴミを廃棄し、清掃し、入寮時の状態に戻すこと。
- ②寮関係者と一緒に寮室の点検を受け、鍵を返却すること。
- ③寮室内や設備に経年劣化を除く傷や汚れ、紛失があった場合は弁償すること。

## 3. 中途解約【入寮契約書第8条】

契約期間中であっても、次の場合に限り中途解約ができます。

1) ジケイ・スペース㈱(貸主)からの解約

やむをえない理由により解約日の3ヵ月前までに寮生(借主)に申し入れたとき。

2) 寮生(借主) からの解約

退学・休学の理由により解約日の1ヵ月前までに貸主に申し入れたとき。

※解約日の属する月の寮費(日割しません)まで必要です。超過分は返金されます。

※保証金その他の費用の返金はありません。

#### 4. 契約の解除【入寮契約書第9条】

契約期間中であっても、次の場合は契約を解除し、即時退寮処分とします。

- 1) 寮則に違反し、他の寮生や近隣住人に著しい迷惑をかけたとき。
- 2) 寮室に契約者以外の者と同居したり、常時宿泊させたとき。
- 3) 寮費、その他の支払いを遅延したとき。 ※契約解除の場合は一切返金しません。

# 5. その他

1) 寮移動 (寮内での転室・他寮への転寮) 【入寮契約書第4条2】

寮移動は原則として認めません。但し、東洋言語学院とジケイ・スペース㈱が許可し、 次の手続きをした場合は、寮移動を認めます。

- ①事務局に「寮移動申請書」を提出すること。
- ②転寮先の清掃費を支払うこと。
- ③事務手数料¥10,000 (消費税別)を支払うこと。
- 2) 卒業後の継続在寮

東洋言語学院卒業後の継続在寮は原則としてできません。但し、東洋言語学院とジケイ・スペース㈱が許可し、次のことを承諾した場合は継続在寮できる場合がある。

- ①退寮申請の締切日までに継続在寮を希望することを事務局に申し出ること。
- ②新入寮生の人数と寮室数の状況によっては、継続在寮ができないことを了承すること。
- ③卒業後の進路や決定時期によっては、継続在寮ができないことを了承すること。

#### 6. 寮に関する連絡先

日時	場所	氏名	電話番号
月~金 8:30~17:30	<b>東洲</b>	関 (せき)	02 5005 0011
※土日祝を除く	東洋言語学院本校舎事務局	高木(たかぎ)	03-5605-6211
土曜・日曜・祝日・夜間 ※緊急時のみ	第2,3,5寮、誠和寮、	新藤(しんどう)	080-1001-0098
	ルーミー左近川	藤原(ふじわら)	080-1346-0113
	サン・カインド	海老原 (えびはら)	080-1246-1241
	ベイ・カインド	星野(ほしの)	080-2240-2599

-	7	-
---	---	---